

農地改革・二人関係・刈分小作

誌名	農林業問題研究
ISSN	03888525
著者	福井, 清一
巻/号	16巻3号
掲載ページ	p. 37-45
発行年月	1980年9月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



農地改革・2人関係・刈分小作*

—中部ルソン—米作農村の事例より—

福 井 清 一

1. はじめに

フィリピンの農地改革事業は、1972年大統領法令第27号の発令以降も、小作農の解放という目標達成にははるかにほど遠い実態であるといわれてきた¹⁾。しかし、最近年における村落調査報告は、72年法とその後一度重なる法改正の結果、その成果が一部地域については顕在化してきていることを示している(梅原〔1979〕、菊池〔1979〕)。これらの調査対象となっている村はいわゆる米作ハシエンダで、大地主的土地所有が支配的な村であるが、このような大地主所有地についてはかねてから農地改革の成功を謳う声もあった²⁾。この農地改革の効果に対して肯定的な諸論稿は、大地主所有地における小作農の経済的地位の相対的絶対的向上を指摘している点で一致をみている³⁾。

72年改革法では、その基本目標として、米・とうもろこし小作農民への私的所有権の移転が掲げられた。その後、小地主が多数を占めるというフィリピンの実情に添うべく、75年農地改革省長官通達により、24ha未満の小地主にかぎり最高限度7haまでの小作地(定額)保有が認められることとなった⁴⁾。しかし、先の大地主所有地とは対照的に、これら小地主所有地における定額への移行は遅々として進まない、というのが実情である。滝川〔1976〕はこれを小地主と小作農との温情主義的關係(一方の他方への全面的従属關係)にその要因を求めるとする⁵⁾。また、菊池〔1978〕は、小地主と小作農とのパーソナルな關係によって伝統的な刈分小作制が維持されていると指摘している。

小論では、まず、筆者が1979年7～8月に中部ルソン、パンガシナン州の一米作農村(以下C村と呼ぶ)で行った聞き取り調査を基に、農地改革事業によって非合法とされているにもかかわらず刈分小作という形態がなお残存し、経済効率性の面からみても他の小作形態に優るとも劣らない成果を挙げているという実態を紹介する。次に、このような状況を解釈するために提示された刈分小作の選択に関する過去の経済理論的

業績を検討し、C村における実態と照合させる。最後に、滝川、菊池の指摘する温情主義的關係、あるいはパーソナルな人間關係という概念を検討し、水野〔1975〕らの2人關係、Blau〔1964〕の社会的交換の理論等を踏まえて刈分小作選択とその経済効率性とを関連づける道を模索する。

2. 調査村の概況

C村は、中部ルソン平野北部のパンガシナン州サンニコラス町に属する。サンニコラスは、リングエン湾よりおよそ80km内陸部に入った水田稲作地帯にある人口2万5千人(1978年)ほどの町である。この町は、いわゆるハシエンダの土地所有⁶⁾が支配的なタユグ町に隣接しているが、後にみるように、小地主が支配的であるという意味においてタユグとは対照をなす。C村の歴史は、村に人が居住し始めてからせいぜい100年程度と浅く、1930年代から40年代にかけて人口が急増し、現在に到っている(武邑〔1979〕参照)⁷⁾。武邑〔1979〕の全戸調査(1978年実施)によると、C村の世帯数は108戸、人口576人、108世帯中67世帯が何らかの形で小作を行い、水田耕作面積に占める小作地の割合は83%に達する。また、水田耕作面積は82.13haに対し、村内農家の所有地面積は、わずか18.82haと狭く、不在地主あるいは在郷地主が多数を占める。さらに、小作農家1戸当りの平均耕作面積は1.08haで、水田稲作・養豚・野菜作等の農業以外に主たる産業をもたない純農村である。

筆者の調査によると、1979年8月の時点において、小作地面積は63.892ha、小作農家戸数65戸、地主数(不在地主、在郷地主をも含む)48名であった。これを地主1人当り小作地保有面積でみると1.331haとかなり小規模である。また、ほとんどの地主が、不在あるいは在郷地主(42人)で、このうち大地主と目されているものは4人にすぎない。しかも、この4人の保有小作地面積合計は、25.579haと集中度も低い⁸⁾。さらに24ha以上の小作地を保有する大地主は、わずかに1人

で、他の大地主は親類の間で分散所有するという形をとり、登録面積は24ha未満であった。

既に述べたように小規模稲作経営の支配的なこの村では、伝統的な水利システムを利用して、60年代後半にはすでに2期作が可能であった。1971年には新品種が導入され、1974年灌漑施設(ダム、水路)が建設・整備されたことによって、75年以降は3期作も可能になった⁹⁾。現在、村の水田の半分は、3期作可能であり、1回の収穫で平均72カバン(1カバン=46kg)とバンガシナン州の他地域と比べて格段に高い水準を達成している¹⁰⁾。

以上のように、C村は、一言でいうなら、小地主、小規模小作経営が特徴的な、したがって土地の集約的利用の進んだ小地主地帯に属する米作農村であるといえよう。

3. 調査村における農地改革事業の進展と刈分小作の残存

C村が属するサンニコラス町における農地改革事業の進捗状況を隣接町タユグとの比較で概観してみよう(表1)。タユグは、前述したようにハシエンダ的土地所有が支配的であった町で、1965年に農地改革区として選定、布告され、政府が早くから農地改革事業に力を入れてきた地域である¹¹⁾。タユグの場合、1979年8月の時点において、小作地を24ha以上所有している大地主は3人で、彼らは全小作地面積の34%を所有している。これに対して、サンニコラスでは1205人の小地主が97%の小作地を所有している。このように、サンニコラス町は小地主的土地所有が特徴的であり、したがって、定額小作制へ移転されるべき小作人の数も

表1 サンニコラス町における農地改革の進捗状況 (1978年8月) (単位: kg, 人, 枚数)

	サンニコラス	タユグ
1) 地主所有面積		
O. L. T Area (地主数)	46.00(1)	297.83(9)
Leasehold Area (地主数)	1,350.00(1205)	577.24(681)
2) 定額に移転されるべき小作農の数	1,548	723
3) 定額にすでに移転された小作農の数	299	309
4) 発行された土地移転証書の枚数	49	508

(出所) 農地改革実施チーム事務所(タユグ)の記録より。

表2 定額小作制の普及と刈分小作制の漸減 (単位: ケース)

年度	1972年以前	1975年	1978年
小作料比率			
小一地			
50—50	51	28	15
55—45	4	1	1
60—40	3	5	5
70—30	8	20	17
75—25	1	13	18
2/3—1/3		1	1
刈分・小計	67	68	57
定 額	2	16	34
C. L. T	0	5	5

1548人とタユグの2倍以上にもものぼる。しかし、すでに移転された小作農の数はむしろタユグより少ない(タユグ4割強に対して、サンニコラスは2割弱である)。また、発行済土地移転証書 C.L.T (Certificate of Land Transfer) の数もタユグの10分の1という状態¹²⁾。しかも、すでに土地代金の返済を終えた小作農はわずかに1人であった¹³⁾。このような現状を滝川流に表現すれば、サンニコラスにおける農地改革事業は目標達成にはほど遠い状態である、といえよう。

しかし、C村の事例をより詳細に検討し、農地改革の影響について考察すると、様相はやや異なっているようである。

C村では、1975年に、地主との地価支払い・農地移転契約に合意し、C.L.Tを受け取った小作農が5世帯現われ、現在土地代金を支払い中である。この土地所有権移転に合意した地主(1人)は先述した大地主の1人である。また、表2より、1972年以降定額小作契約件数の増加が著しく、その一方で刈分小作契約件数も微減している。さらに、刈分小作比率をみると、72年以降50—50から70—30または75—25へと小作料負担の低下傾向が顕著である。ところで、筆者は別途、15軒の農家に対して農業経営・消費生活等に関する調査を行った(15軒の選定にあたっては、農地保有形態別に平均的な農家を選んだ)。それによると、15軒のうち14軒は、経営耕地面積を拡大したい意向をもっている。しかし、農地改革の影響で地主が小作農から小作権を奪うことが、法的にも実質的にも不可能になったため、新たに小作地を借入することが困難になっている、という不満を例外なく表明している。この点は、

小作権が安定してきている状況を間接的に物語っている点で興味深い。

以上のように、C村においては、小作農の経済的地位の相対的向上と、小作権の安定とが静かに進行しつつある、といえよう。

こうして、農地改革事業の効果が顕在化しつつある中で、刈分小作契約は依然として小作契約件数全体の6割を占める。これは、定額小作に移転すれば小作料が安くなるにもかかわらずそうである。また、刈分小作契約のうち小作料比率4割以上のケース21に占める親戚あるいは友人等のパーソナルな人間関係を軸にした貸借は20ケースにもものぼる。それに対し、4割未満の場合には上述のような関係に依存した貸借は36ケース中11ケースにすぎない。さらに、2節で述べた4人の大地主の場合、小作料比率は、刈分(11ケース)で1例を除き75—25あるいは70—30、定額(12ケース)でも1例を除いて25%未満と、村全体のレベルからみて低水準に定められている(表6参照)。

以上のように、大地主ほど農地改革事業に対して協力的であるのに対して、小地主、中でも小作人と何らかのパーソナルな関係をもつ小地主は依然として伝統的な50—50あるいはそれに近い小作農に不利な小作料比率で小作契約を結んでいることがわかる。こうして、滝川〔1976〕、菊池〔1979〕、梅原〔1979〕等によって指摘された、大地主所有地における農地改革の進捗と小地主所有地におけるその遅滞という諸事実が、C村においても確認された。

4. 刈分小作の選択と経済的効率性

表3によると、刈分小作制を採用した小作農、定額を採用した小作農、C.L.T小作農との間で単位面積当り収量に大きな差は認められない。むしろ、刈分小作という形態をとっている場合において、単位面積当り収量200カバン以上の収量を達成したプロットの占める割合は大きい。この事実は、定額小作あるいは自作の場合において最も高い経済的効率性が達成されるという伝統的な部分均衡分析の結果とは相反するものである。

このような現象を整合的に解釈するための理論が経済学者によって提示されてきた。

1)刈分小作が土地利用の観点から効率的であることを理論的に導出した先駆者は、S.N.S Cheung〔1968〕であり、その議論を一般化したのがD.M.G Newbery〔1975〕である。彼らの体系では、労働市場は完全競

表3 小作形態別収量分布(ケース)1978年度
(1978年9月～1979年8月)

小作形態 ※ca/ans/ha	刈分小作	定額小作	C. L. T
0～20			
20～40			
40～60	1	2	
60～80	1	0	
80～100	2	4	
100～120	2	1	1
120～140	4	6	1
140～160	9	5	
160～180	7	4	
180～200	8	1	
200～220	5	5	1
220～240	4	4	1
240～260	4	1	1
260～280	3	1	
280～300	3	1	
300～320	1		
320～340	1		
計	55(100)	34(100)	5

※ この値は、年間収量を作付延面積で除した値である。
 (注) 1. *うち親戚5ケース **うち親戚12ケース ***うち親戚15ケース→他の6ケースのうちわけ
 (父親がわり1 友人1 地主の温情主義 2 不明2 (全ての費用を地主が負担…1 その他…1))
 °うち親戚1ケース °°うち親戚6ケース °°°うち親戚4ケース
 (注) 2. 刈分で、小作地を取得したばかりの2ケースについては除いてある。

争的であり、地主は小作料率および労働集約度を操作して、小作農の所得を労働市場で得られる水準に等しくするという制約のもとに自己の効用を最大化する。ここでは、地主の交渉力は圧倒的に強く、達成される均衡状態はパレートの意味で効率的であり、定額小作制度が達成する効率的土地利用水準を達成する。

2)また、J.G. Sutinen〔1975〕は刈分小作の効率性をより積極的に評価し、他の小作形態より高い生産高を達成するという結果を導いている。かれは、Cheung, Newbery(以下C-Nとする)同様のモデル設定の上に、地主が小作料以外の報酬あるいは支出をも操作するという仮定を加える。これによって刈分小作の小作料率は他の形態より低く定まり、土地生産性は最も高くなる。

3)地主の独占的な交渉力を前提にしないで刈分小作の効率性を論じたのは、J.D. Reid, Jr.〔1976〕である。彼は地主と小作農とが利害をともにする(たとえ

ば移民、貧農、不熟練等の特性をもった小作農と、より豊かで熟練度の高い地主とが小作契約を結ぶような)場合には、刈分小作が効率的であることを立証した。

4) J.E. Stiglitz [1974], D.M.G Newbery [1974]は、小作農が危険回避的である場合に、収量が不安定でしかも地主が賃金労働者を雇用する場合の監督費用が無視できないほど高い場合には、刈分小作という小作形態が選択されると主張する。

5) さらに、D.W. Adams=N. Rask [1970]は、地主と小作農との間での投入要素費用分担取り決め (cost-share arrangement) が事前になされた場合には、地主小作農双方にとって刈分小作が有利であり、土地利用の面でも効率的でありうることを示した。しかし、労働力という投入要素については、家族労作的農業の場合にこのような議論は当てはまらない。6) これに対して D.M.G Newbery は、労働市場に不確実性が存在する (必ずしも雇用される保証がないという意味) 場合には、小作農は期待賃金率を基準に意志決定を行うと想定でき、その場合、刈分小作という形態を採用しても定額と同水準の経済効率性が達成可能であることを示した。

7) マレーシアの農村調査をもとに、地主と小作農との間の血縁・擬似血縁を基軸にした相互扶助的地主・

小作関係と、刈分小作およびその経済効率性との関連を示唆したのは、Fujimoto [1979] である。拙稿 [1980] は、そのような地主、小作関係を互恵性を内包した一種の内部組織とみ、組織の Joint Utility 最大化の条件を求めることによって刈分小作の経済効率性を立証した。

このように、刈分小作が選択されるための条件としていくつかの要因の存在が指摘されている。では、C村における実態はいかなるものであろうか。

1) 独占的交渉力の行使という前提について。2節で述べたように、C村の小作農と小作契約を結んでいる地主には、小地主が圧倒的に多い。刈分小作55ケースのうち、小地主と目されるものは41ケース。これに対して定額は34ケース中24ケースが小地主との契約で、C.L.T 小作農にいたっては小地主が含まれていないという有様である。また、小作農65人に対し地主数48人と相対的に数も多く、大地主ほど農地改革に協力的である点、そして農地改革事業によって小作農を追放することが不可能になったこと等を考慮すると、地主による独占的交渉力の行使という要因を刈分小作の選択およびその効率性と結びつけるには無理がある。

2) についても、1)と同様地主の独占的支配力が前提となっており、その前提が妥当しない以上、この要因

表4 農地保有形態別 所得・生活水準 (単位：ペソ)

農地保有形態	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	参 考 小学校教員 (41才、女)の 月給
	農業租所得	農業所得	非農業所得	(2) + (3)	1日当たり 生計費 (1人当たり)	
自・小・地	21,835	5,440.75	0	5,440.75	?	600
自・小	16,450	4,221.12	2,300	6,521.12	24.4(4.9)	女中の月給 80~100
自・小	26,645	10,918.00	5,936	16,854.00	37.4(7.5)	
自・小	19,200	6,437.20	0	6,437.20	48.1(6.9)	軍人(29才)の 月給 700
自・小	9,722	141.00	0	141.00	20.9(4.2)	
自	22,740	16,588.00	7,000	23,588.00	39.0(4.3)	
小	8,872	4,008.00	6,000	10,008.00	31.8(6.4)	
小	7,952	3,197.40	5,100	8,297.40	19.2(3.8)	
小	13,390	4,158.00	24,000	28,158.00	18.2(3.0)	
小	16,006	6,355.00	0	6,355.00	22.4(4.5)	
小	2,949	11.75	780	768.25	13.7(2.3)	
小	10,765	4,703.73	1,000	5,703.73	18.4(3.7)	
小	8,155	2,027.00	2,400	4,427.00	19.4(2.8)	
小	9,850	3,909.00	3,960	7,869.00	21.7(2.4)	
小	23,302	1,116.80	1,600	483.20	30.0(3.0)	

(注) 1. 所得は全て1978年9月~1979年8月、1年間の所得。
 2. 農業所得=農業租所得- [(小作料)+(雇用労働費)+(肥料・農業代)+(脱穀代)]
 3. 生計費は、1979年8月、4週間の平均値である。

を採用することは非現実的である。また、小作料以外の報酬あるいは支出をも操作するというのは、地主が小作農に対して豊不作に応じて適宜負または正のフリンジベネフィットを与えることを意味するが、C村ではそのような慣例はほとんど存在しないといっている。

3)の地主と小作農とが利害を共にするという Reid の考えているような事例は、C村においては看取できなかった。フィリピンでは、70年代に入りマサガナ99と名付けられた、技術と信用とをパッケージにした農業普及事業が各地で着手されているが、C村もその例外ではない。C村の村はずれにはそのためのモデル水田が設置され、ほとんどの農民は IR 36または IR42 という高収量品種を使用し、田植え、施肥、農薬の施用等の技術水準についても大きな差はない¹⁴⁾。

4)の零細小作農民による危険回避の性向が、刈分小作という危険分担機能をもった市場制度の選択と関連する、という点について。1節で述べたようにC村では60年代後半からすでに2期作が可能となっており、75年からは3期作も可能になっている。この客観的事実の影響は、先の15軒の農家へのインタビューにおいて全ての農家が「収量は安定的であると感じている」と答えている点に端的に示されている。また、収量の安定性を重視する度合は農民の危険回避性向の程度にしたがって所得水準に依存するものと考えられる。この点についても、フィリピン社会では所得水準の相対的に高いと考えられる小学校の教員や軍人の給料と比較して刈分小作農の所得水準がさほど低いとは思われない(表4参照)。つまり、さほど刈分小作農が収量の不安定性に敏感になっているとは思われない。このように、客観的にも主観的にも収量は安定してきているとみてよいであろう。

次に、5)の投入要素費用分担取り決め(以下C・S取り決めと呼ぶ)について。このような取り決めが行われている場合には、確かに単位面積当たり収量も高い。刈分小作契約のうちC・S取り決めを行っているものは25ケースで、そのうち14ケースが200カバン以上の単位面積当り年収量を達成している。140カバン以上に範囲を拡大すると24ケースにものぼる。したがって、C・S取り決めが効率的土地利用のための十分条件であると考えすることは無理のない推論であるといえよう。しかし、C・S取り決めの内容をみると、そのほとんどが(2例を除き)肥料、農薬だけについての取り決めをしているにすぎない。要素費用のかなり

表5 何故定額小作制に転換しないのか？(ケース)

①	地主と親戚関係にあるから、あるいは地主が今まで自分に対してよくしてくれ小作地規模も小さいから。 22(R:21)
②	転換を申し出ても地主が賛成しないだろうから。 2
③	現在計画している、あるいは好機を待っている。 15(R:9+1, F:1)
④	地主に転換を申し入れたが、無視された。 5
⑤	Agrarian Land Reform Office (A.R.O)へ、転換について相談に行った。 2(F:1)
⑥	既に、転換を申請し、裁定を待っている。 9(R:1)

⑤と答えた者のうち2ケースは、いわゆる温情不義の地主小作関係という範疇に属するものと考えられた。

の部分占める雇用労働費用については、費用分担が行われないのが普通である。したがって、C村においては、投入要素分担取り決めを刈分小作の選択およびその効率性の達成という現状の説明要因として支持し難い。また、6)の労働市場の不完全性から生じる小作農の割引き期待雇用賃金率という要素は、家族労作的経営を前提にしたものであり、C村のように雇用労働の占める割合のかなり大きな地域については、そのような議論は当てはまらない¹⁵⁾。さらに付言すべき点は各水田保有農家が、明らかに家族労働だけで田植・収穫が可能であるような場合にも農業労働者を雇用し、その雇用量も限界原理ではおそらく説明のできないほど過多である。

以上、C村の場合、1)~6)の要素については刈分小作の選択および効率性を導く支配的な要素として支持し難いと考えられるのである。残る7)の要素については、前6要素に比べて否定的な面が少ないように思われる。

表8からわかるように、刈分小作の場合には親戚あるいは擬似親戚間で契約が結ばれている割合が大きく(55ケース中33ケース)、定額の場合にはそれが低い(34ケース中11ケース)。しかも、刈分の場合には単位面積当り収量の高いケースほど親戚間で契約が結ばれている割合が高い(200カバン以上の21ケース中15ケースが親戚間)。これに対して、定額の場合には12ケース中4ケースと対照的に低い。また、刈分小作契約の場合「何故定額に移行しないのか」という問に対して地主と親戚関係にあるから小作料の低い定額への

表6 定額および刈分双方における小作料比率
 r の分布(頻度)
 (1978年9月~1979年8月)

小作料比率	定額(ケース)	刈分(ケース)
$r \geq 0.5$	0	15
$0.5 > r \geq 0.4$	1	6
$0.4 > r \geq 0.3$	2	18
$0.3 > r \geq 0.25$	2	18
$0.25 > r \geq 0.15$	14	0
$0.15 > r \geq 0.1$	10	0
$0.1 > r$	4	0
計	33	57

移行を要求しにくいからと答えたものが65ケース中21ケースあった(表5)。しかも、表5にみるように、積極的に定額への移行を考えているケースほど地主が親戚である割合が低い。さらに、表6より定額・刈分双方ともに、小作料比率にバラツキがあることがわかる。これは、上述したパーソナルな関係を基軸にした pairwise な交渉を通じた地主、小作関係が支配的なC村の実態を反映したものといえよう。

5. おわりに

東南アジア農村社会の特色が語られるとき、しばしばその絆帯のゆるさ(looseness)が指摘される。たとえば、ジャワについては、永続的でない「ダイアディックな人間関係(dyadic relation)」(R. Jay[1969])、フィリピンのタガログ社会については「偶然性原理(principle of contingency)」と呼ばれる選択原理の存在が指摘されている(Kaut[1965])。また、J.F. Embree[1950]は、日本の農村社会との比較で、タイ農村の構造を「しまりのない構造(loosely structure)」として捉えている。日本の農村を研究調査対象とする農業経済学者は、村落を常に共同性、組織性、統合性を強く持つものであると考えがちであるが、上述したような東南アジア農村の特性は、こうした視点の無力さを如実に示すものである。

また、伝統的な経済学は方法論的個人主義を前提にして論議を展開するが、東南アジア農村の実状をみると、このような方法論による分析には限界を感じざるをえない。伝統的な経済学的分析がいかに無力かは4節での考察より明らかである。

では、一体、フィリピンの刈分小作問題を理解する上でどのような視座をもつことが肝要であろうか。

ここでまず喚起すべきは、故水野浩一教授の提示された『間柄の論理』である。氏は、タイの農村社会組織を『間柄の論理』に依拠した「2人関係の集合体」と捉える。水野[1975]によれば『強力な集団もなければ、強力な個もないという状況では、抽象的な集団というような概念は理解しがたい。よほど明確な象徴でもないかぎり、村人にとって集団とは構成員相互の関係として意識されるほかはない¹⁶⁾』のであり、そのような集団においては先に述べた「集団の論理」や「個の論理」は通用しないのである。そこで通用するのは『間柄の論理』なのである。

この2人関係(ダイアディックな関係)は、通常、血縁・擬似血縁関係あるいは友人関係などによって生み出される。C村のような、農地が狭小で人口圧の影響が大きい地域においては、土地の所有権を保持するものと持たざるものとの間の2人関係は必然的に互酬性を帯びてくる。C村の場合には、農民が極めて個人主義的であり、営利に敏感である反面¹⁷⁾、親戚あるいは友人関係(pairwiseな2人関係)を通じた非営利主義的な地主・小作農の行動もみられるのである。持てるもの(地主)が、持たざるもの(小作農)に農地を貸し与える。これに対して持たざるものは、収量を高めることによって報いる、というパターンが一つには考えられる。あるいは、働けなくなった老地主の農地を若い小作農が労働の限界費用と限界収入の関係を無視して耕作するというパターンも考えられよう。いずれにせよ純粋に経済的な交換パターンだけでは理解しえない社会経済システムが確立されているのである。したがって、刈分小作という一種の社会経済制度を理解するには、交換パターンとしてBlau[1964]らの社会的交換¹⁸⁾というパターンを付け加えることが有効であると考えられる。

さらに、C村においては小地主が多数を占めるばかりでなく、農地改革の影響で小作農の経済的社会的地位が向上してきており、滝川の指摘するような従属的關係を伴った親方一方的な地主・小作関係が一般的であるとは思われない。むしろ、かなり対等な立場で地主、小作関係が成り立っているように思われる。年老いた小作農達が、昔は①地主の家を無償で修理する②娘を女中として提供する③選挙の際に投票を強制される④不作時に地主から米を借りるとその利子として100%以上の支払いを要求された、等々、地主への半従属的な行為を強要されたが、現在ではそのようなことがなくなったと語っていることは、このような推察

を支持する。

以上のような、2人関係の集合体、非市場経済的交換、および地主、小作間の交渉力の接近といった複数の視点を導入するとき、おのずと2人関係の集合体、協調性、合理性を体現したナッシュ社会的厚生関数による、問題への接近という方向が思い当たる¹⁹⁾。C村における刈分小作残存とその効率性の達成という現象は、このような分析によってある程度説明できるであろう。筆者が先に示した結果（拙稿〔1980〕）は、こうした方向への第一歩であり、ここでは、地主・小作の2人だけをとりあげた厚生関数（ $n=2$ の場合）について上述の点を証明した。

現在、フィリピンの農村は、農業普及事業と併行した農地改革事業の推進によって大きくその性格を変えようとしている。その1つの現象として小作農の地位向上が指摘されている。一方において、そうした過程で小作農の中には刈分小作という形態を維持しようという傾向がなお根強い。その要因を分析してみると、意外に農民たちが社会経済的視点からみて合理的な選択を行っているのかもしれないと思えてくる。この点は、今後フィリピンの農地改革を評価する際にも、自作農創設という目標を徹底的に推進すべきか否かという問題を考える際にも必ず念頭に置いておかねばならないであろう²⁰⁾。

※本稿作成の基礎になったフィリピン農村調査を行うにあたっては、京都大学、中嶋千尋、高谷好一、辻井博の各先生方から御援助を賜った。また、University of the Philippines, L. E. Bauzon、滋賀県立短期大学、武邑尚彦の先生方は、不慣れな調査を終始一貫御支援下さった。ここに記して深甚なる感謝の意を表します。

注1) 滝川〔1977〕P. 4、梅原〔1974〕PP. 95—96等参照。

2) 滝川〔1976〕によると、農地改革省長官エストレリアは、大地主所有地の小作農は解放され農地改革の目的はほぼ達成した、という主旨の声明を発表している（pp. 178—180）。

3) 梅原〔1979〕は、小作権の安定、小作料の低位安定という現象が地主支配の弛緩を物語っているとし、菊池〔1979〕は、定額小作料（法令で定められた範囲内での）への移行が進捗していると報告している。定額小作料は、定額への移転時点以

前3年間の平年作収量から肥料、農業代、雇用労働費等を控除した部分の25%相当分に定められることになっている。

- 4) このような小作地は Lease Hold Area と呼ばれ、24ha以上の小作地を保有する地主の保有小作地および24ha未満7ha以上（正確には7haは含まれない）の部分については、O. L. T (Operation Land Transfer) Area と呼ばれている。後者の場合には、全て有償で小作農への土地所有権の移転が義務づけられている。
- 5) 滝川氏の意図するところから察するに、この場合の温情主義はむしろ恩情主義と書くべきではないかと思われる。
- 6) ハシエンダ的土地所有とは、多数の小作人をかかえる大農園的土地所有形態を意味する。
- 7) 気候、地理等の自然条件については武邑〔1979〕を参照されたい。
- 8) 梅原〔1979〕による、ギムバ町の記録においては、24ha以上の小作地を保有する地主（数にして7.6%）が占める保有面積比率は82.4%にも達する。
- 9) 武邑〔1979〕参照。
- 10) 国際協力事業団山下寛幸氏からの情報によると、パンガシナン州の他地域では1回の収穫当たり60カバンに満たないのが普通であり、しかもたいていは年1作である、ということであった。
- 11) 63年法では、農地改革区として選定・布告されるとその地区内における刈分小作契約は非合法となり、定額への強制転換が義務として課されることになる。
- 12) C. L. Tが小作農に手渡されても、土地の所有権は土地代金の返済が終わるまで移転されない。
- 13) この小作農はC村の住民である。
- 14) 但し、中には田植えの際に日本式の正条植えを採用している農民もみられた。しかし、この場合にも、実際に作業を行うのは契約で作業を委託された業者であり、小作農が地主から田植え技術の指導を受けて行っているわけではない。
- 15) C村にかぎらず、フィリピンでは雇用労働依存率がかなり高い。Y. Hayami〔1978〕P. 34参照。
- 16) 水野〔1976〕P. 75。
- 17) この村には共同組織らしいものは水利組合を除いて見当たらない。農業協同販売組合（FaCoMa）、村落組合（Samahang Nayon）等の組織はほとんど

- ど機能していない。その他、村民が個人主義的である証左については武邑氏との個人的コミュニケーションに負っている。
- 18) P. M. Blau [1964] は、「社会的交換」という概念を、「他者が返すと期待されるところの、典型的に言えば実際に返すところの返礼によって動機づけられる、諸個人の自発的行為」と規定している(間場, 居安, 塩原邦訳書P.82)。拙稿では、この返礼は、感謝の念の表現, 社会的なサンクションの軽減, 小作慣行の遵守, オポチュニズムの発現抑制といった形をとるものと考える。
- 19) Nash 社会的厚生関数 W^N については, M. Kaneko=K. Nakamura [1979] 参照のこと。ここでは, $W^N = \prod_i U^i$ という形をとる。 U^i はその社会組織の構成員 i の効用水準を示す関数。 R. H. Wagner [1980] は、この関数が、紛争を解決し、利益を構成員に平等分配するという、公平と同情のヒューマニズム (impartial sympathetic humanism) を体現する唯一の厚生関数であることを証明している。
- 20) 本誌レフェリーの方から、「拙稿には社会変動というダイナミックな観点は欠落しているように感じる」という御指摘を受けた。拙稿にダイナミックスという視点が欠けているという指摘は、農村の近代化と制度的変化という今日的課題を考察する際に極めて重要な批判点であるが、現時点で筆者にはこれに応えられるだけの用意がない。この点については他日を期したい。
- 〔引用文献〕
- (1) Adams, D. W. and Rask, N., "Economics of Cost-Share Leases in Less-developed Countries," Amer. J. Agr. Econ. 1970, PP.935—942.
- (2) 梅原弘光「フィリピン戒厳令下の農地改革とその農民、農村社会への影響」『アジア経済』第15巻10号(1974), PP.91—100.
- (3) 梅原弘光「フィリピンの農地改革と農民——中部ルソンの一米作ハシエンダの事例を中心として——」『アジア研究』1979年, 第1号, PP.30—52.
- (4) Embree, J. F., "Thailand - A Loosely Structured Social System," American Anthropologist, 52 (1950), PP.181—193.
- (5) Kaneko, M and Nakamura, K., "The Nash Social Welfare Function," Econometrica, 47 (1979), PP. 423—435.
- (6) Kaut, C., "The Principle of Contingency in Tagalog Society," Asian Studies, 3 (1965), PP. 1—15.
- (7) 菊池真夫「フィリピン農村における制度的変化——ラグナ州一米作農村の事例分析」『農業総合研究』第32巻第3号(1978), PP. 1—77.
- (8) 菊池真夫「フィリピン農村における制度的変化II」『農業総合研究』第33巻第4号(1979), PP. 75—147.
- (9) Hayami, Y, Anatomy of a Peasant Economy——a Rice Village in the Philippines, The International Rice Research Institute (1978).
- (10) Jay, R. R., Javanese Villagers. Cambridge & London: MIT Press (1969).
- (11) Stiglitz, J. E., "Incentive and Risk Sharing in Sharecropping," Review of Economic Studies, April 1974, PP. 219—255.
- (12) Sutinen, J. G., "The Rational Choice of Share Leasing and Implications for Efficiency," Amer. J. Agr. Econ, November, 1975, PP. 613—621.
- (13) 滝川勉「戒厳令下フィリピンの農地改革——その実態と問題点——」『農業構造問題研究』1977年1月, PP. 1—17.
- (14) 滝川勉『戦後フィリピン農地改革論』アジア経済研究所(1976).
- (15) Takemura, T., "A Paddy-Growing Village in the Northern Part of the Central Plains of Luzon, M. Kuchiba and L. E. Bauzon, ed. A Comparative Study of Paddy-Growing Communities in Southeast Asia and Japan, トヨタ財団助成研究報告書, 1979.
- (16) Cheung, S. N. S., "Private Property Rights and Sharecropping," Journal of Political Economy, Nov.-Dec., 1968, PP.1107—1122.
- (17) Newbery, D. M. G., "Cropsharing Tenancy in Agriculture: Comment," The American Economic Review, December, 1974, PP. 1060—1066.
- (18) Newbery, D. M. G., "The Choice of Rental Contract in Peasant Agriculture," L. Reynold, ed., Agriculture in Development Theory, New Haven, Conn: Yale University Press, 1975, PP. 109—137.
- (19) Fujimoto, A., "Land Tenure and Land Reform in Malaysian Rice Production," Paper Presented

- at the Second National Colloquium of the Malaysia Society Asian Studies Association of Australia, James Cook University, Townsville, August, 1979.
- ⑳ 拙稿, 「互恵の刈分小作労働慣行へのゲーム論的接近」『農業経済研究』第51巻第4号(1980), PP. 172—178.
- ㉑ Blau, P.M. Exchange and Power in Social life, 1964, John Wiley & Sons, Inc., New York, (邦訳, 間場寿一, 居安正, 塩原勉共訳『交換と権力—社会過程の弁証法社会学—』新曜社, 1974.
- ㉒ 水野浩一「稲作農村の社会組織」石井米雄編『タイ国一ひとつの稲作社会』創文社, 1975, PP.46—82.
- ㉓ Reid, J. D., "Sharecropping and Agricultural Uncertainty, Economic Development and Cultural Change Vol. 24, No. 3, (1976), PP.549—576.
- ㉔ Wagner, R. H., "Impartiality and Equity," Theory and Decisions, Vol. 12, No. 1(1980), PP.61—74.

(筑波大学社会工学系)